

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

(1) 商業・法人登記申請書様式

ア 会社法人等番号の12桁化対応

商業・法人登記の申請書様式(交付請求書, 登記申請書, 登記嘱託書及び登記事項提出書)において, 会社法人等番号の入力桁数を6桁から12桁とするように改修する。

イ 代表者事項証明書の請求の際の留意事項の追加

「交付請求書(登記事項証明書)」及び「交付請求書(印鑑/登記事項証明書)」の様式に代表者事項証明書を請求する際の留意事項を追加する。

(2) 不動産登記申請書様式

「登記事項/地図・図面証明書交付請求書」の様式において, ①請求先登記所に地図等及び土地所在図等の情報交換サービスに係る法務大臣の指定を受けていない登記所を選択し, ②請求先登記所が管轄する物件の地図証明書と同時に請求先登記所以外の登記所が管轄する物件の登記事項証明書を請求する請求書を作成すると申請書チェック時にエラーメッセージが表示される事象について, エラーが表示されないよう改修する。

(3) 登記オンライン申請受付代行システムに係る改修

ア 登記オンライン申請受付代行システム(以下「受付代行システム」という。)に送信し, 受け付けられた申請について, 登記・供託オンライン申請システム(以下「本システム」という。)に切り戻した後に「オンライン処理申出様式」を送信することなく公文書取得まで可能となるよう改修する。

なお, 受付代行システムに送信した申請は, 電子納付をするための納付情報が発行されないため, 電子納付を利用することはできない。

「オンライン処理申出様式」は, 次回のバージョンアップ(2. 2A→2. 3A)の際に, 申請用総合ソフトから削除する。

イ 受付代行システムに送信した申請に対して, 不動産登記及び商業・法人登記の補正書, 取下書の送信を可能とする。ただし, この補正書, 取下書は, 受付代行システムに対して送信する必要がある。

ウ 受付代行システムに送信した申請に対して, 不動産登記の事前通知に基づく申出書の送信を可能とする。ただし, この事前通知に基づく申出書は, 受付代行システムに対して送信する必要がある。

エ 受付代行システムに申請を送信する際の留意事項のメッセージを修正する。

オ 「申請先設定」が本システム又は受付代行システムのどちらに設定されている場合においても, 本システム及び受付代行システムに送信した申請データの処理状況の更新を可能とする。

(4) その他

Windows 7(64 ビット版)において, 「ICカード切替」が正しく動作しない事象について, 正しく動作するよう改修する。

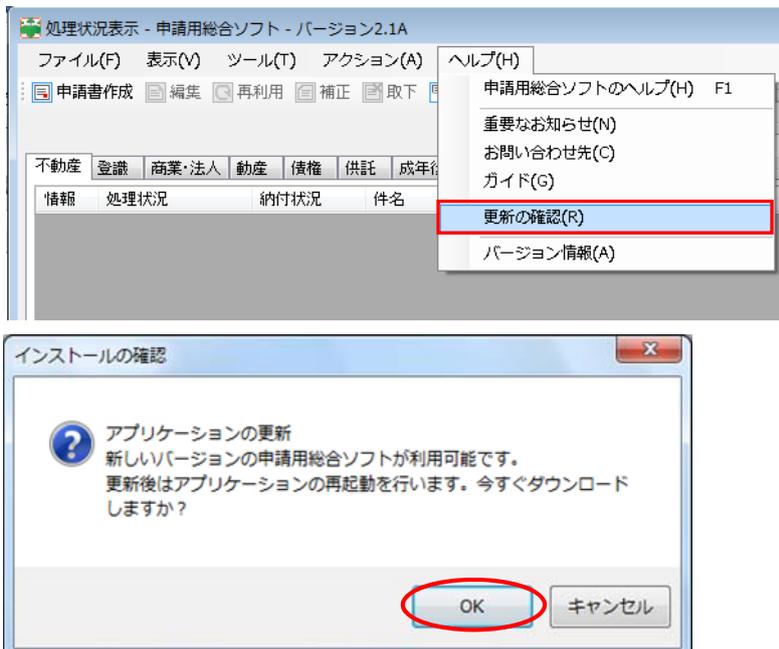
2 バージョンアップの方法

(1) 平成24年3月23日(金)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、自動的にバージョンチェックを行った後に「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。

「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。(2)の「ヘルプ」メニューからの更新を行ってください。



(2) 既に申請用総合ソフトを起動している状態で「ヘルプ」メニューの「更新の確認」をクリックすることで、最新の申請用総合ソフトに更新することができます。更新後は、申請用総合ソフトが再起動されますので、処理状況表示画面以外の窓は、全て閉じた後に更新してください。



(3) 申請用総合ソフトのバージョンアップは、土曜日、日曜日、祝日を含め24時間いつでも可能です。

バージョン1.3B以前の申請用総合ソフトをご利用の場合は、申請用総合ソフトの再インストールが必要となりますのでご注意ください。

このバージョンアップでは、商業・法人登記の申請書様式(交付請求書、登記申請書、登記嘱託書及び登記事項提出書)の更新を行うため、更新対象の申請書様式についてバージョンアップ前に作成し、保存している場合において、バージョンアップ後に送信するときは、バージョンアップ後・送信前に当該申請書について「編集」又は「再利用」を指示し、様式の最新化をした後に送信してください。